



KAWASAKI CITY

条例公聴会開催のお知らせ

平成18年5月10日

川崎市環境影響評価に関する条例第23条第2項の規定に基づき、次のとおり条例公聴会を開催いたします。

開催日時	平成18年6月3日(土)午後2時(1時30分開場)
開催場所	川崎市立四谷小学校体育館 川崎市川崎区四谷下町4-1
指定開発行為の名称	(仮称)川崎池上新町商業施設及び物流センター事業
意見を聴こうとする事項	大気質、緑、廃棄物及び地域交通に係る予測評価について

公述の申出について

- 1 公聴会に出席して意見を述べようとする方は、川崎市環境局環境評価室(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)あて、公述の申出をしてください。
- 2 公述の申出のできる方は、条例準備書関係住民(関係地域に在住・在勤の方)です。
- 3 公述の申出をしようとする方は、住所、氏名(関係地域に在勤の方は勤務先の名称及び所在地も記載)、指定開発行為の名称、意見の要旨を記載した書面によりその旨を申し出てください。意見の要旨には、上記「意見を聴こうとする事項」について個別的、具体的意見を要領よく簡潔に記述してください。
なお、「公述の申出書」を川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、川崎市役所(環境局環境評価室)に用意していますので御利用ください。
- 4 公述の申出期限は、平成18年5月20日(土)(郵送の場合、5月20日消印有効)です。

(その他の事項)

- 1 公述人の方は、平成18年6月3日(土)開催の条例公聴会に出席し、公述していただきます。
- 2 公述の申出が多数のときは、公述の申出のあった方の中から公平かつ適正に選定し、その結果は本人あて通知します。
- 3 公述の申出がない場合は、条例公聴会は開催しません。
- 4 傍聴を希望する方は、平成18年5月20日(土)までに官製往復はがきに指定開発行為の名称、住所、氏名、電話番号及び返信先を明記のうえ、川崎市環境局環境評価室あて申し込んでください。(郵送の場合、5月20日消印有効です。)
- 5 傍聴人の数は、100人です。なお、申込人が100人を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定し、その結果を本人あて通知します。
- 6 傍聴人には、傍聴券を交付します。傍聴券のない方は入場できませんので、公聴会当日には必ず傍聴券を持参してください。
- 7 公聴会会場への車での来場は、御遠慮ください
問い合わせ先は、川崎市環境局環境評価室(電話044-200-2156)です。

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm>